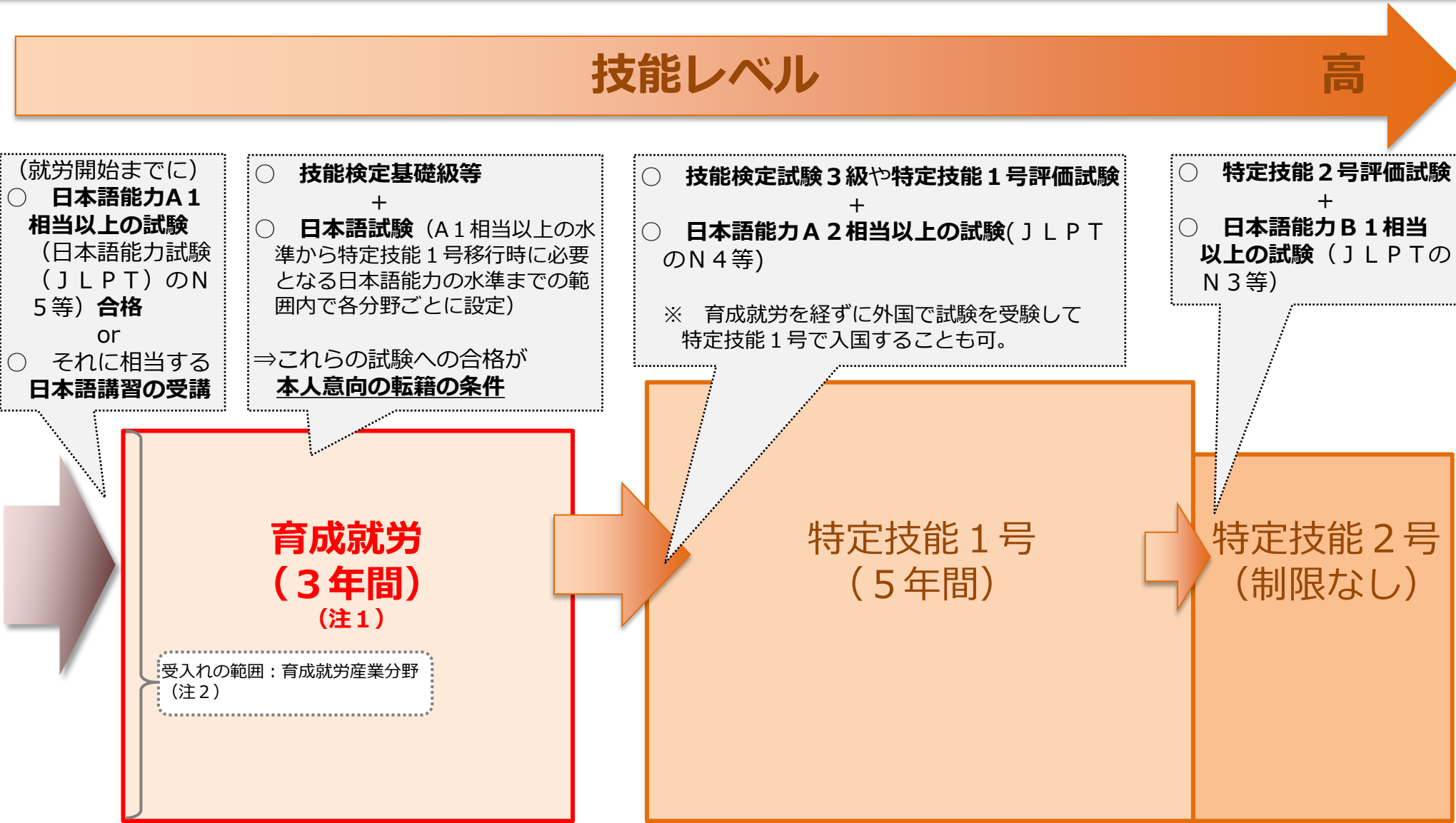


令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を発展的に解消し、我が国の人手不足分野における**人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設**されました（育成就労制度は令和9年4月1日から運用開始します。）。

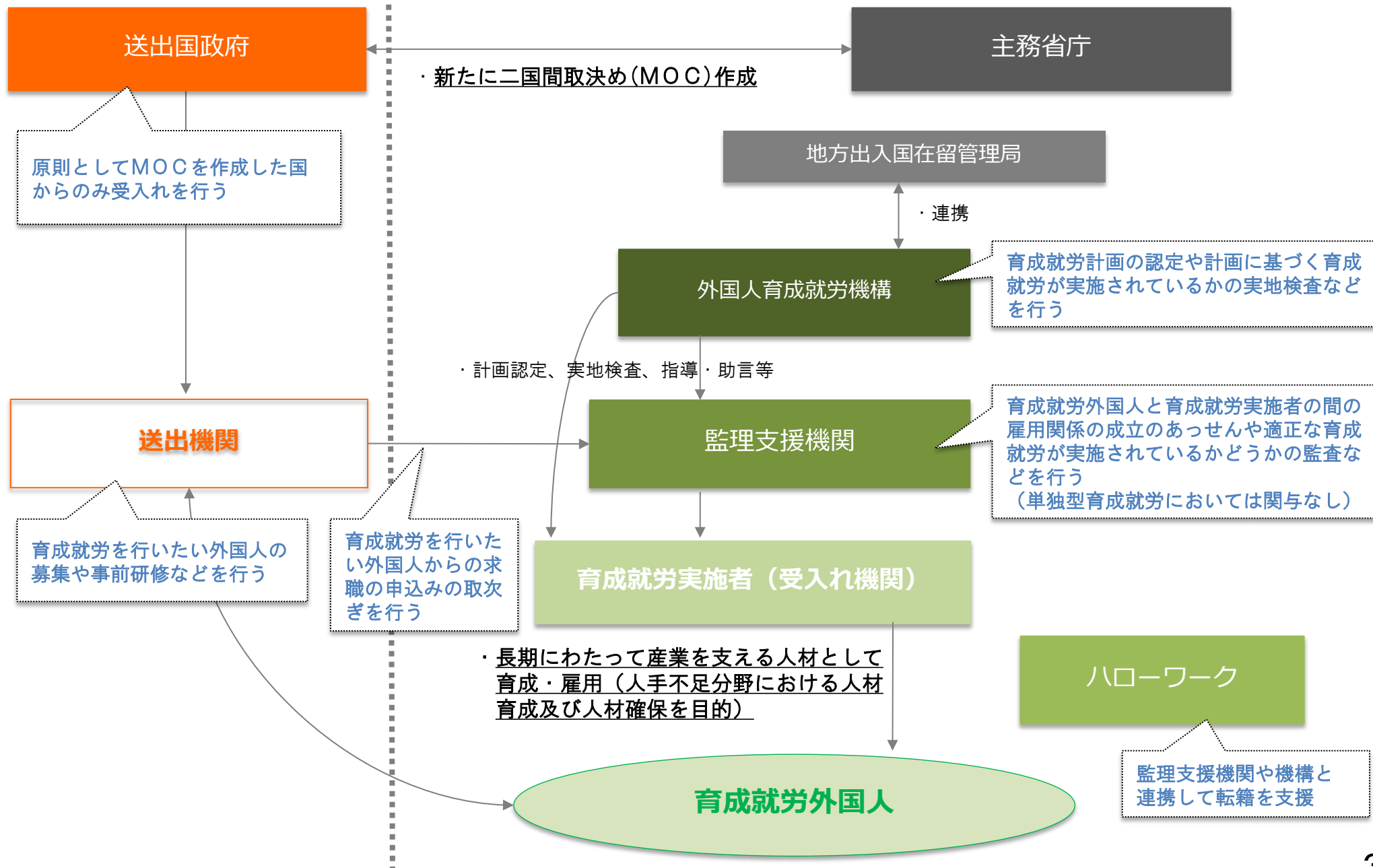
育成就労制度の 目的	「育成就労産業分野（育成就労制度の受入れ分野）」（※）において、我が国での3年間の就労を通じて特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保すること。 （※）特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの
基本方針・ 分野別運用方針	育成就労制度の基本方針及び育成就労産業分野ごとの分野別運用方針を策定する（策定に当たっては、学識経験者や労使団体等から構成される有識者会議を立ち上げ、意見を聴取）。 分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき分野ごとの受入れ見込数を設定し、これを受入れの上限数として運用する。
育成就労計画の 認定制度	育成就労外国人ごとに作成する「育成就労計画」を認定制とする（育成就労計画には育成就労の期間（3年以内）、育成就労の目標（業務、技能、日本語能力等）、内容等が記載され、外国人育成就労機構による認定を受ける）。
監理支援機関の 許可制度	（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う監理支援機関を許可制とする（許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。）。
適正な送出しや 受入環境整備の 取組	・送出国と二国間取決め（MOC）の作成や送出機関に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入など、送出しの適正性を確保する。 ・育成就労外国人の本人意向による転籍を一定要件の下で認めることなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。 ・地域協議会を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。



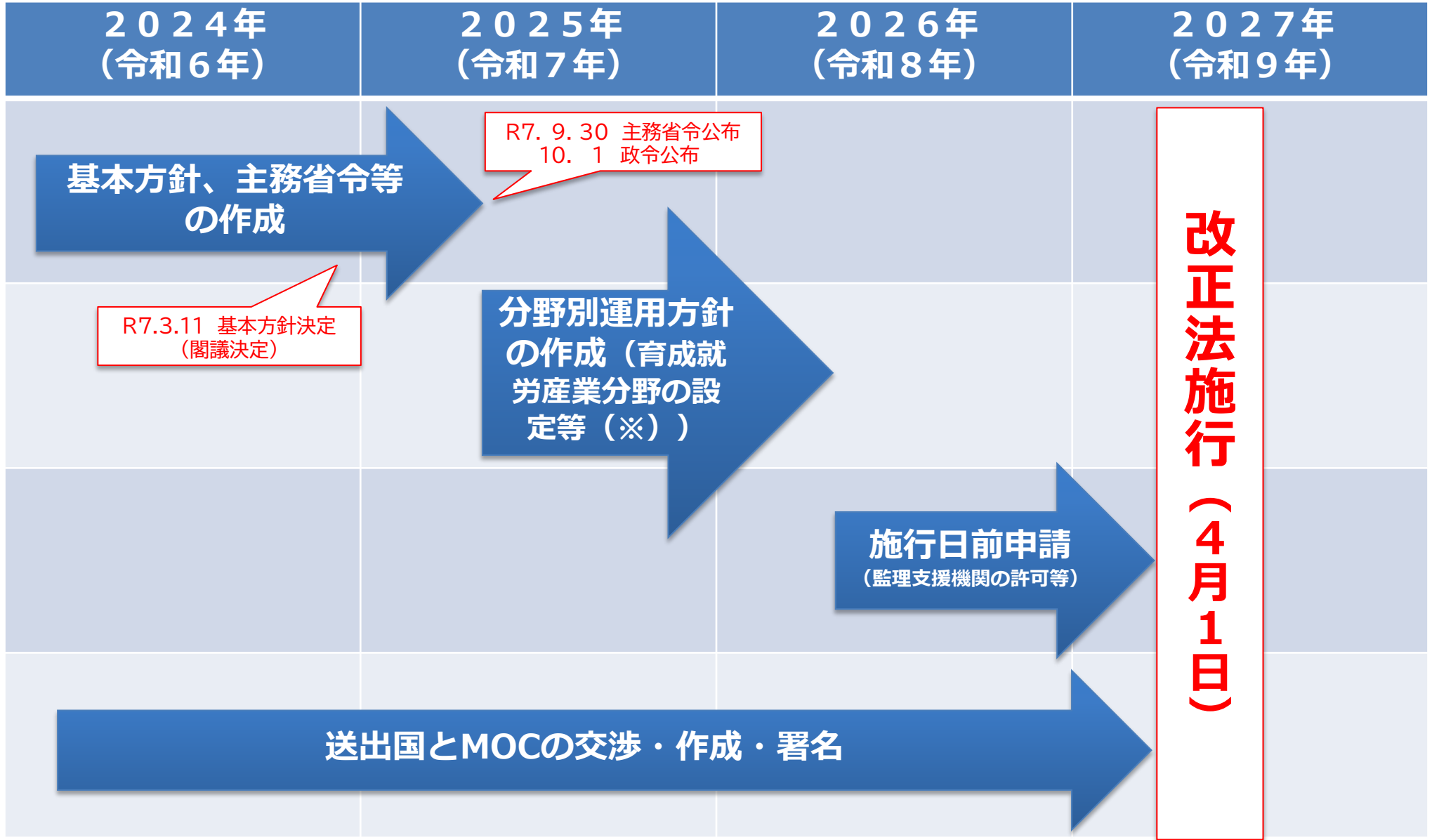
(注 1) 特定技能 1 号の試験不合格となった者には再受験のための最長 1 年の在留継続を認める。

(注 2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

育成就労制度の関係機関のイメージ



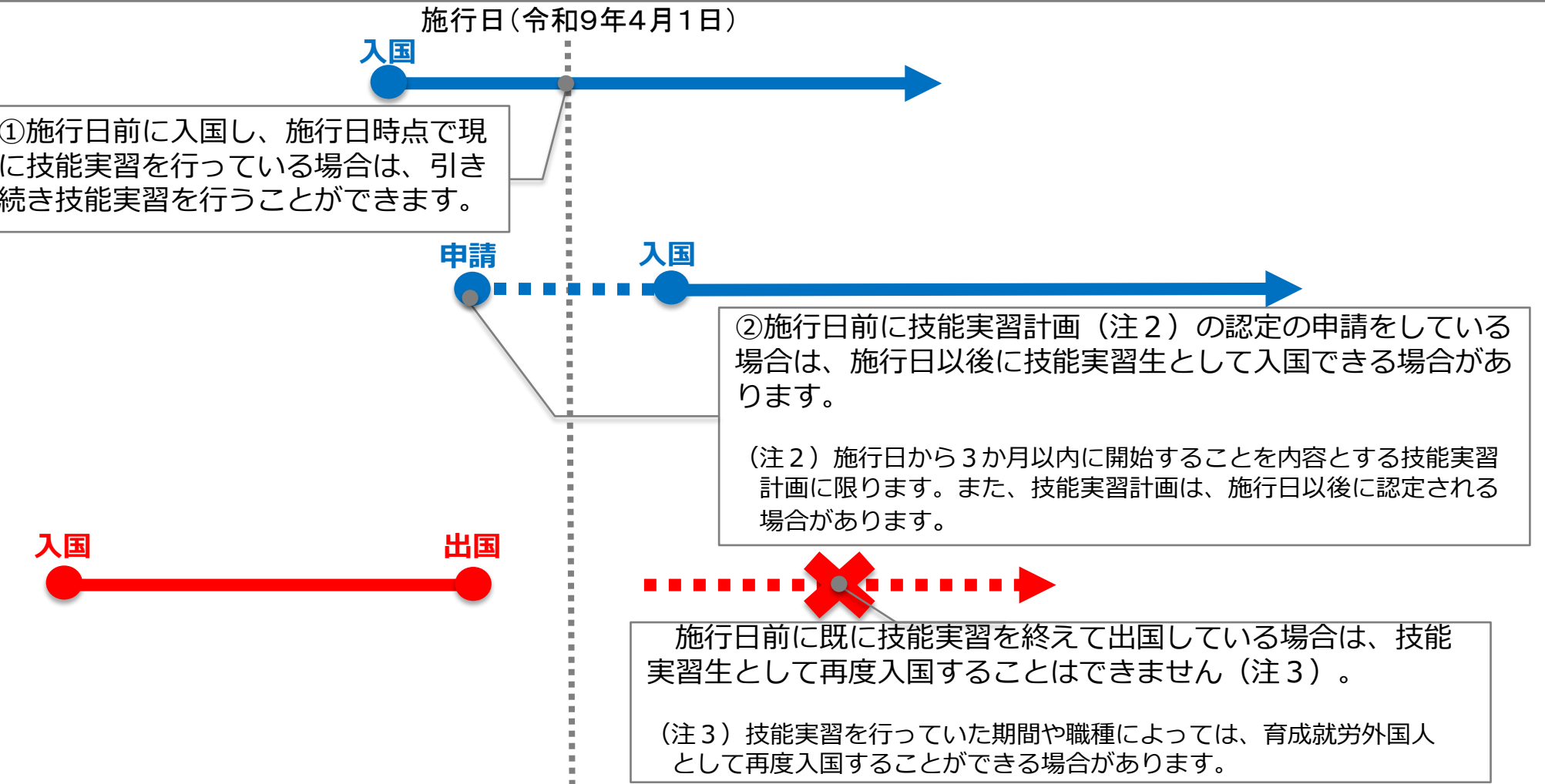
施行までのスケジュール（予定）
 （令和7年12月改訂）



※ 育成就労産業分野・特定産業分野の設定は、必要に応じて、改正法施行までの間にも行う。

下記①又は②に該当する場合、**施行日後にも技能実習を行うことが可能**であり、要件を満たせば、**次の段階の技能実習までは引き続き行うことができます**（注1）。また、この場合には、**技能実習制度のルールが適用され、技能実習から育成就労に移行することはできません**。

（注1）施行日（令和9年4月1日）時点で技能実習を行っている1号技能実習生は、施行後も2号技能実習に移行することが可能ですが、技能実習3号への移行については、施行日（令和9年4月1日）時点で技能実習を行っている2号技能実習生のうち、2号技能実習を1年以上行っている者に限られます。



参考資料

「日本語教育の参照枠」のレベル尺度（日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの）

- CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするための共通の基盤として示したもので、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。
- 日本語の学習・教授・評価を考える際に必要になる、日本語のレベルを示した全体的な尺度と、「聞く」「読む」「話す（やりとり・発表）」「書く」の言語活動別に実生活において日本語を使ってどんなことができるかを表した言語能力記述文（Can do）を示すもの。

「日本語教育の参照枠」の全体的な尺度（抜粋） 日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの		<参考> 日本語能力試験（JLPT）※	<参考> 日本語基礎テスト（JFT-Basic）	<参考> 就労場面での「できることリスト」 【厚労省・外国人就労・定着支援事業】	<参考> 英検とCEFRとの対応 （英検協会HPより）
言語使用者 熟達した	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。	—	—	—
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟なしかも効果的な言葉遣いができる。	N1	—	I級
言語使用者 自立した	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。		—	I～準I級
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。	N2	—	準I～2級
			N3		
言語使用者 基礎段階の	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単に日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。	N4	合格	2～準2級
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。	N5	—	
				顧客等とのやりとり有り 不明なことがあった場合、上司等が助けてくれれば実施可能な業務 顧客等とのやりとり有り 限定的・定型的なやりとりで実施可能な業務	レジ打ち等の接客、配達、介護、調理 など 機械オペレーター顧客が少ない場所で行う商品陳列、キッチン内で行う調理業務 など
				顧客等とのやりとり無し 上司・同僚から簡単な指示を受けて行う単独業務	検品・袋詰め・仕分け、農作物収穫、清掃・洗濯 など

各レベルについての説明は、CEFR日本語版（追補版）の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

※JLPTのN5～N1と日本語教育の参照枠の各レベルとの対応は概ねの目安。詳細は2025年2月下旬公表、同年12月試験結果より通知開始予定

育成就労制度の関係省令等について



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

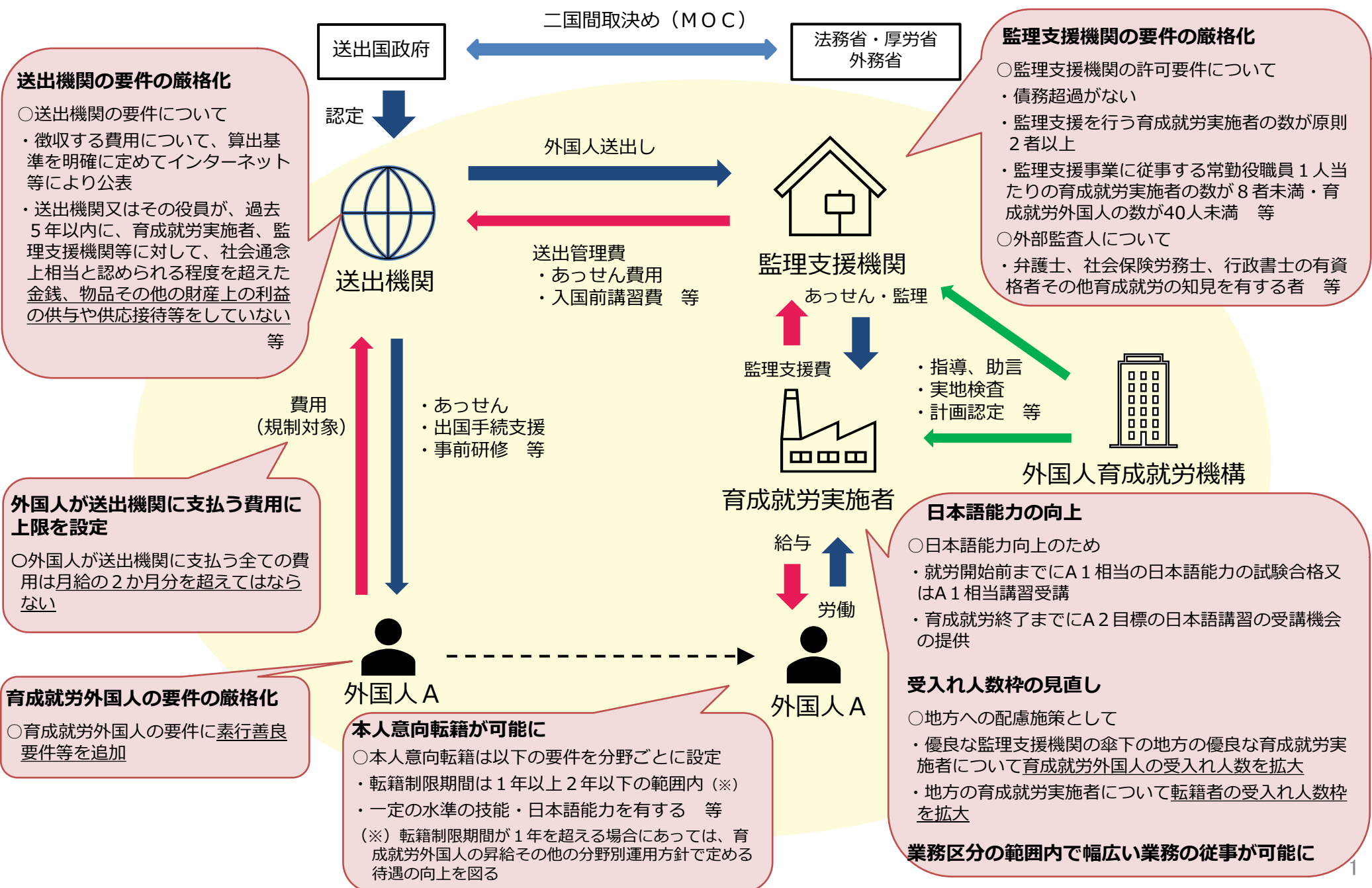
Ministry of Health, Labour and Welfare

目次

- ・ 育成就労制度の関係省令等による制度見直しの全体像 P 1
- ・ 育成就労の目標等 P 2
- ・ 育成就労制度における日本語能力向上のための施策 P 3
- ・ 入国後講習・日本語講習 P 4
- ・ 育成就労外国人の要件・育成就労外国人の待遇の要件 P 5
- ・ 育成就労実施者の要件等 P 6
- ・ 育成就労外国人の受入れ人数枠 P 8
- ・ 外国人が送出機関に支払う費用の上限と送出機関の要件 P 1 1
- ・ 労働者派遣等監理型育成就労 P 1 2
- ・ 本人意向による転籍の要件 P 1 3
- ・ 監理支援機関に係る基準 P 1 5

スライド内の「★」マークは
技能実習制度からの主な変更点を
示すものです。

育成就労制度の関係省令等による制度見直しの全体像



育成就労の目標等

1. 育成就労の目標等

	就労開始前	1年目試験	就労中	育成就労終了まで
技能	—	技能検定基礎級等の合格	—	技能検定3級、特定技能1号 評価試験等の合格
日本語	A1相当の日本語能力の試験の 合格又は相当する講習の受講	A1相当の日本語能力の 試験の合格	A2相当の日本語能力の 講習の受講	A2相当の日本語能力の試験 の合格

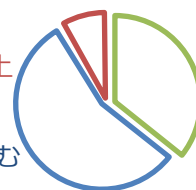
- ※ 日本語能力については分野ごとに上乗せ可能
- ※ 分野ごとの具体的な試験は分野別運用方針で定める
- ※ 1年目試験については合格せずとも育成就労の継続可

2. 育成就労の内容

- 育成就労外国人は分野別運用方針に規定する業務区分に属する技能を修得するため、**業務区分の範囲内で業務（関連する業務を含む。）に従事する。**
- 技能を修得するために必ず従事すべき「**必須業務**」の時間が業務に従事させる時間全体の**3分の1以上**でなければならない。
- 従事させる業務に関する**安全衛生に係る業務**に従事させる時間が業務に従事させる時間全体の**10分の1以上**でなければならない。

安全衛生業務：
全体の1/10以上

業務区分内の業務
※関連する業務を含む



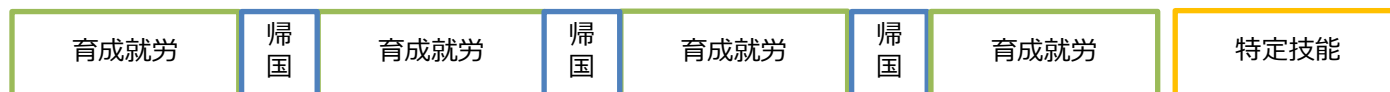
必須業務：
全体の1/3以上

- ・目標等に日本語能力を追加
- ・技能実習にあった1号～3号の区分は廃止され、育成就労の期間の通算が3年となる計画を作成し、機構からの認定を受ける

- ・「職種・作業」から「分野・業務区分」へ
- ・必須業務は「2分の1」から「3分の1」に
- ・技能実習制度の「関連業務」「周辺業務」の区分は廃止

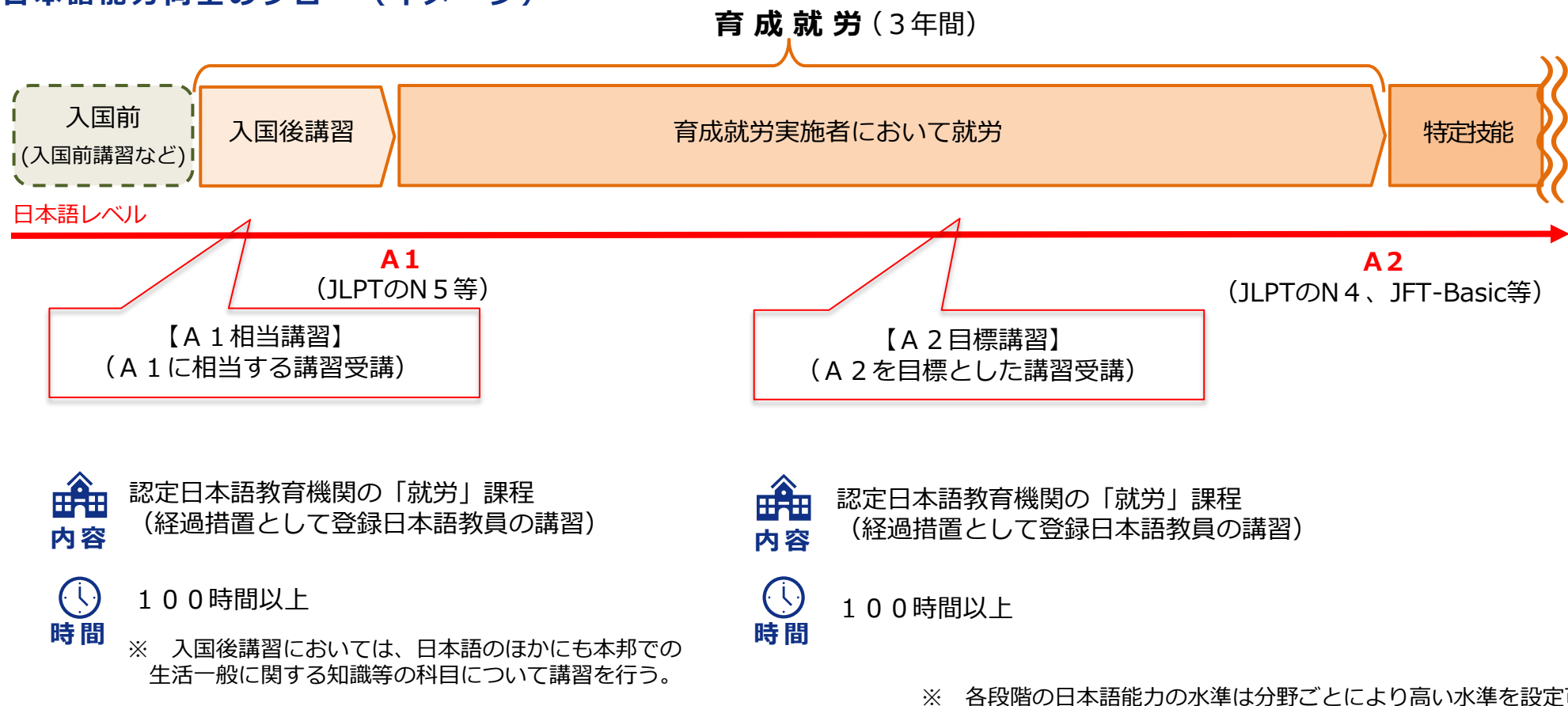
3. 毎年一定の時期に一時帰国する育成就労

- **労働者派遣等監理型育成就労産業分野として設定されている分野（農業・漁業を想定）**においては、育成就労外国人が**1年ごとに本国に一時帰国して育成就労を一定期間休止**することが認められ、育成就労の期間が**通算して3年**となる計画を策定可能。
- ※ 一時帰国の時期及び期間（**6月以内に限る。**）が毎年同一でなければならない。
- ※ 一時帰国に要する旅費は、単独型の場合は育成就労実施者が、監理型の場合は監理支援機関が負担。



育成就労制度における日本語能力向上のための施策★

日本語能力向上のフロー（イメージ）



！ A1 相当講習・A2 目標講習を提供することは育成就労実施者の義務（費用の負担が必要）

※ A1・A2 相当の試験に事前に合格している者には受講させる必要はない。

！ A1 相当講習・A2 目標講習は、オンラインで受講することも可能だが、双方向で同時にコミュニケーションを取れるものであるなど一定の要件を満たす必要がある。

入国後講習・日本語講習

1. 入国後講習の科目・時間★

	総時間数（実施時間が8時間を超える日については、8時間として計算。）
【Aパターン】 A 1 相当の日本語能力の試験に合格していない場合	320時間以上 （育成就労外国人が、過去6月以内に、160時間以上の課程を有する入国前講習を受けた場合にあっては、160時間以上）
【Bパターン】 A 1 相当の日本語能力の試験に合格している場合	220時間以上 （育成就労外国人が、過去6月以内に、110時間以上の課程を有する入国前講習を受けた場合にあっては、110時間以上）

① 日本語

⇒ Aパターンの場合は、認定日本語教育機関の「就労」課程においてA 1相当講習を100時間以上履修しなければならない。★

⇒ Bパターンの場合は、必ずしも認定日本語教育機関の講習である必要はない。

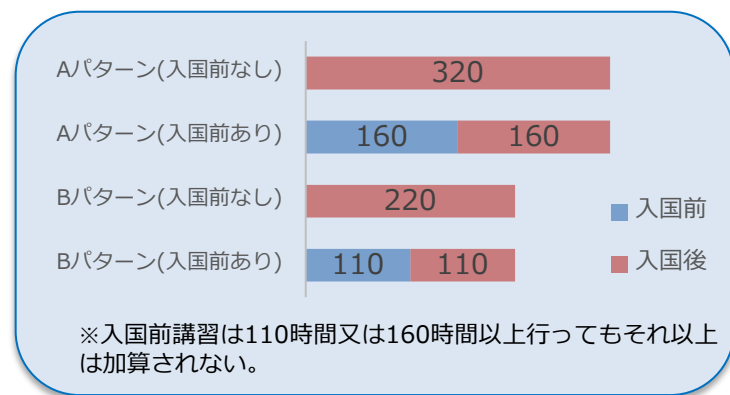
② 本邦での生活一般に関する知識

③ 出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法 その他育成就労外国人の法的保護に必要な情報

④ 本邦での円滑な技能の修得に資する知識

※ ③は、専門的な知識を有する者が講義を行うもの（監理型の場合は外部の者）に限り、8時間以上行う必要がある。

※ 監理型の場合は全ての科目について、単独型の場合は③の科目について、当該科目に係る入国後講習が業務に従事させる期間より前に行われ、かつ、当該科目に係る入国後講習の期間中は育成就労外国人を業務に従事させてはならない。



2. A 2 目標講習★

○ 育成就労実施者において、A 2 相当の日本語能力の試験に合格するため、認定日本語教育機関の「就労」課程において **A 2 目標講習を100時間以上履修することができるよう必要な措置を講じる。**

※ A 2 相当の日本語能力の試験に合格している場合は不要。

(※)日本語講習の経過措置

○ **登録日本語教員による講習**であって、一定の要件（同時に授業を受ける生徒が20人以下であることなど）を満たしたものであれば、施行後当分の間（5年をメド）は、当該講習を**A 1 相当講習又はA 2 目標講習であるものと認める。**

育成就労外国人の要件・育成就労外国人の待遇の要件

1. 育成就労外国人の要件

- ① 18歳以上であること。
- ② 健康状態が良好であること。★
- ③ **素行が善良であること**（監理型の場合は送出国が確認）★
- ④ 退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府等が発行した旅券を所持していること。★
- ⑤ 特定技能外国人であった経験がある者にあつては、特定技能外国人として従事していた業務の内容に照らして、育成就労を行わせることが相当と認められる者であること。★
- ⑥ （単独型の場合）育成就労実施者の外国にある事業所において **1年以上業務に従事している常勤の職員**であり、かつ、当該事業所から転勤し、又は出向する者であること。★
- ⑦ （監理型の場合）本国の公的機関から推薦を受けた者であること。
- ⑧ （監理型の場合）取引上密接な関係を有する外国の公私の機関（※）の外国にある事業所の職員である場合にあつては、当該外国にある事業所において **業務に従事していた期間が1年以上であること**。★

★ 前職要件・復職要件は廃止

※ 受入れ機関と引き続き1年以上の国際取引の実績がある機関又は過去1年間に10億円以上の国際取引の実績がある機関

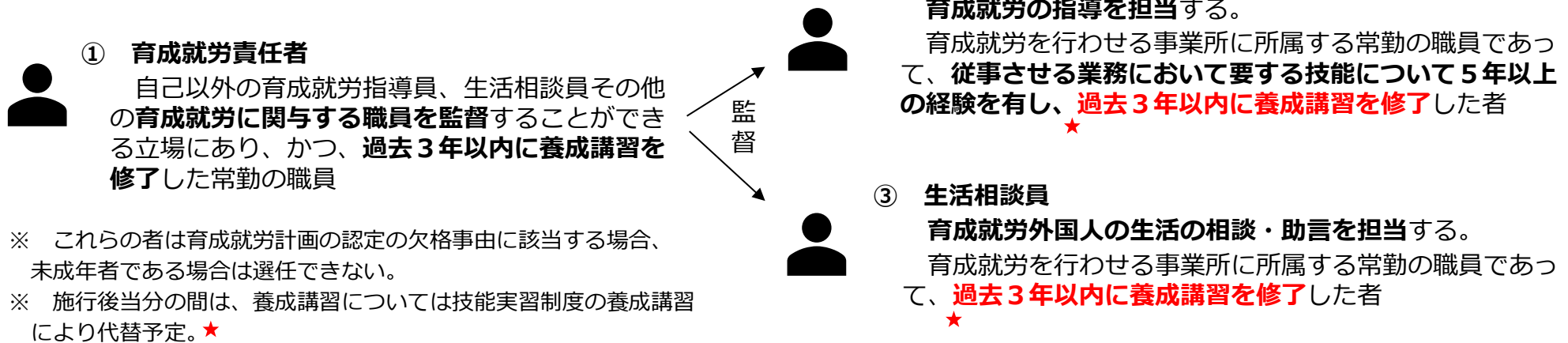
2. 育成就労外国人の待遇の要件

育成就労実施者は、育成就労外国人の待遇に関し以下の要件を守らなければならない。

- ① 育成就労外国人に対する報酬の額が **日本人が当該業務に従事する場合の報酬の額と同等以上**であること。
- ② 育成就労外国人であることを理由として、報酬の決定等の待遇について、**差別的な取扱いをしていないこと**。★
- ③ **育成就労外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させるものとしていること**。★
- ④ 育成就労実施者が次のいずれの措置も講じていること（監理型の場合、監理支援機関が講じてよい）。
 - ・ 育成就労外国人のための適切な宿泊施設を確保していること。
 - ・ 手当の支給その他の方法により、育成就労外国人が入国後講習に専念するための措置を講じていること。
 - ・ （監理型の場合）監理支援費として徴収される費用について、直接又は間接に育成就労外国人に負担させないこととしていること。
- ⑤ **転籍制限期間が1年を超える場合**にあつては、育成就労外国人の昇給その他の分野別運用方針で定める **待遇の向上を図る**こととしていること。★

育成就労実施者の要件等

1. 育成就労を行わせる体制



2. 業務の運営の基準

- 過去1年以内に、育成就労実施者又は監理支援機関の責めに帰すべき事由により育成就労外国人の**行方不明者を発生させていないこと**。★
- 過去1年以内に、**育成就労外国人に従事させる業務と同種の業務に従事していた労働者を離職させていないこと**（定年その他これに準ずる理由により退職した者、自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された者、自発的に離職した者等を除く）。★
- 労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること**。★
- 送出機関等から、**社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は供応接待を受けることなどを行っていないこと**。★
- 育成就労外国人に関し、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をするとしてしていること。★
- 育成就労外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講じていること。★
- 育成就労外国人に対する指導体制その他の育成就労を継続して行わせる体制が適切に整備されていること。
- 育成就労外国人と雇用契約を締結するに当たり、**労働条件等の待遇の説明を直接又はオンラインで行っていること**。★

等

(参考) 技能実習制度における企業単独型の育成就労制度での改正内容

技能実習制度における企業単独型

- ・ 海外の子会社、関連会社、取引先からの受入れ
- ・ 送出し海外法人における在職年数の要件なし
- ・ 移行対象職種以外の実施も可能

単独型

- ・ 新たに監査を義務付け★
- ・ 外国の法人での1年以上の在職歴を追加★

監理型（海外の取引先職員等）★

- ・ 送出機関の関与やあっせんはないが、監理支援機関による監査等は必要。
- ・ 入国後講習は育成就労実施者が行う。

企業内転勤2号★

- ・ 新たに創設される在留資格であり、育成就労計画認定申請は不要（機構の関与もない。）。
- ・ 育成就労産業分野以外の分野の業務にも従事可能。

1. 単独型を実施する場合の育成就労実施者の監査の体制の基準★

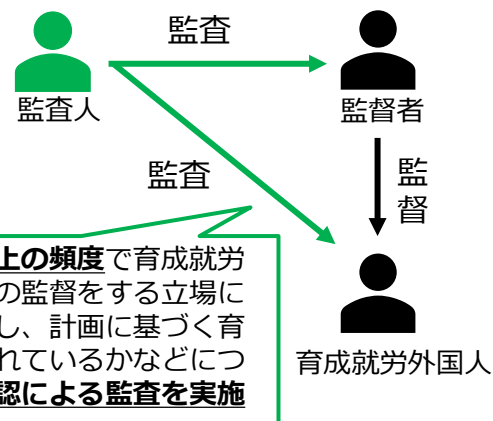
- **単独型の場合は、次に該当する者に育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する事項についての監査を行わせることとしなければならない。**

- ・ 過去3年以内に養成講習を修了した者
- ・ 育成就労外国人を監督する立場にない者その他の当該監査を中立に実施できる立場にある者

※ 施行後当分の間は、養成講習については技能実習制度の養成講習により代替予定。

2. 企業内転勤2号の在留資格の要件★

- ① 受入れ機関の**常勤職員数が20人以上**であること。
- ② 企業内転勤2号の在留資格で受け入れる外国人は、**受入れ機関の常勤職員人数の5%まで**であること。
- ③ 転勤しようとする外国人が**転勤元で1年以上勤務**していること。
- ④ 外国人の**報酬が日本人と同等以上**であること。
- ⑤ 企業内転勤2号の在留資格をもって在留できる期間は、**通算で1年まで**であること。



育成就労外国人の受入れ人数枠①

1. 受入れ人数枠の基本的考え方★

- 育成就労実施者の常勤職員の数に応じて受け入れられる外国人の人数の上限が定められる。
- 受入れ人数枠は1年目～3年目までの育成就労外国人の合計に対する上限となる（1号、2号、3号の区分が廃止されたため。）★
- やむを得ない事情により転籍した者、3年を超えて育成就労を延長している者等は、受入れ人数枠の規制に含めないものとする。★

★ 監理支援機関が優良であることは要件とならない

2. 監理型的人数枠★

育成就労実施者の常勤の職員の総数	①一般の育成就労実施者の人数枠 (基本人数枠)	②優良な育成就労実施者の人数枠 (基本人数枠の2倍)	③優良な監理支援機関の監理支援を受け、かつ指定区域(地方)に住所がある優良な育成就労実施者の人数枠 (基本人数枠の3倍)★
301人以上	育成就労実施者の常勤の職員の総数の20分の3(15%)	育成就労実施者の常勤の職員の総数の10分の3(30%)	育成就労実施者の常勤の職員の総数の20分の9(45%)
201人以上300人以下	45人	90人	135人
101人以上200人以下	30人	60人	90人
51人以上100人以下	18人	36人	54人
41人以上50人以下	15人	30人	45人
31人以上40人以下	12人	24人	36人
9人以上30人以下	9人	18人	27人
8人	9人	18人	24人
7人	9人	18人	21人
6人	9人	18人	19人
5人	9人	15人	16人
4人	9人	12人	13人
3人	9人	10人	11人
2人	6人	7人	8人
1人	3人	4人	5人

※ 常勤職員数に育成就労外国人及び技能実習生の数は含まない。なお、特定技能などほかの在留資格の外国人は含む。

育成就労外国人の受入れ人数枠②

3. 単独型の人枠 ★

	一般（基本人数枠）	優良（基本人数枠の2倍）	指定区域内（地方）に住所がある 優良な育成就労実施者 ★
下記以外のもの	育成就労実施者の常勤の職員の総数の 20分の3（15%） ※ 育成就労実施者の常勤の職員の総数が 20名以上である必要がある。	育成就労実施者の常勤の職員の総数の 10分の3（30%） ※ 育成就労実施者の常勤の職員の総数が 10名以上である必要がある。	なし
継続的かつ安定的に育成就 労を実施することができる 体制を有するもの	監理型の人枠①	監理型の人枠②	監理型の人枠③

※ 常勤職員数に育成就労外国人及び技能実習生の数は含まない。

4. 技能実習生の取扱い

- 施行後も技能実習を行う **1号技能実習生と2号技能実習生の数**は、育成就労外国人の受入れ人数枠の計算の際は、**育成就労外国人の数として計算**する。
- 施行日（令和9年4月1日）時点で技能実習を行っている1号技能実習生は、施行後も2号技能実習に移行することが可能。
- 施行日（令和9年4月1日）時点で技能実習を行っている2号技能実習生のうち、**2号技能実習を1年以上行っている者**は、**施行後も3号技能実習に移行することが可能**。

（参考）法務大臣・厚生労働大臣が定める区域（指定区域（地方））★

- 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県**以外の道県**
- 上記 8 都府県の過疎地域**
⇒指定区域

地方



大都市圏等



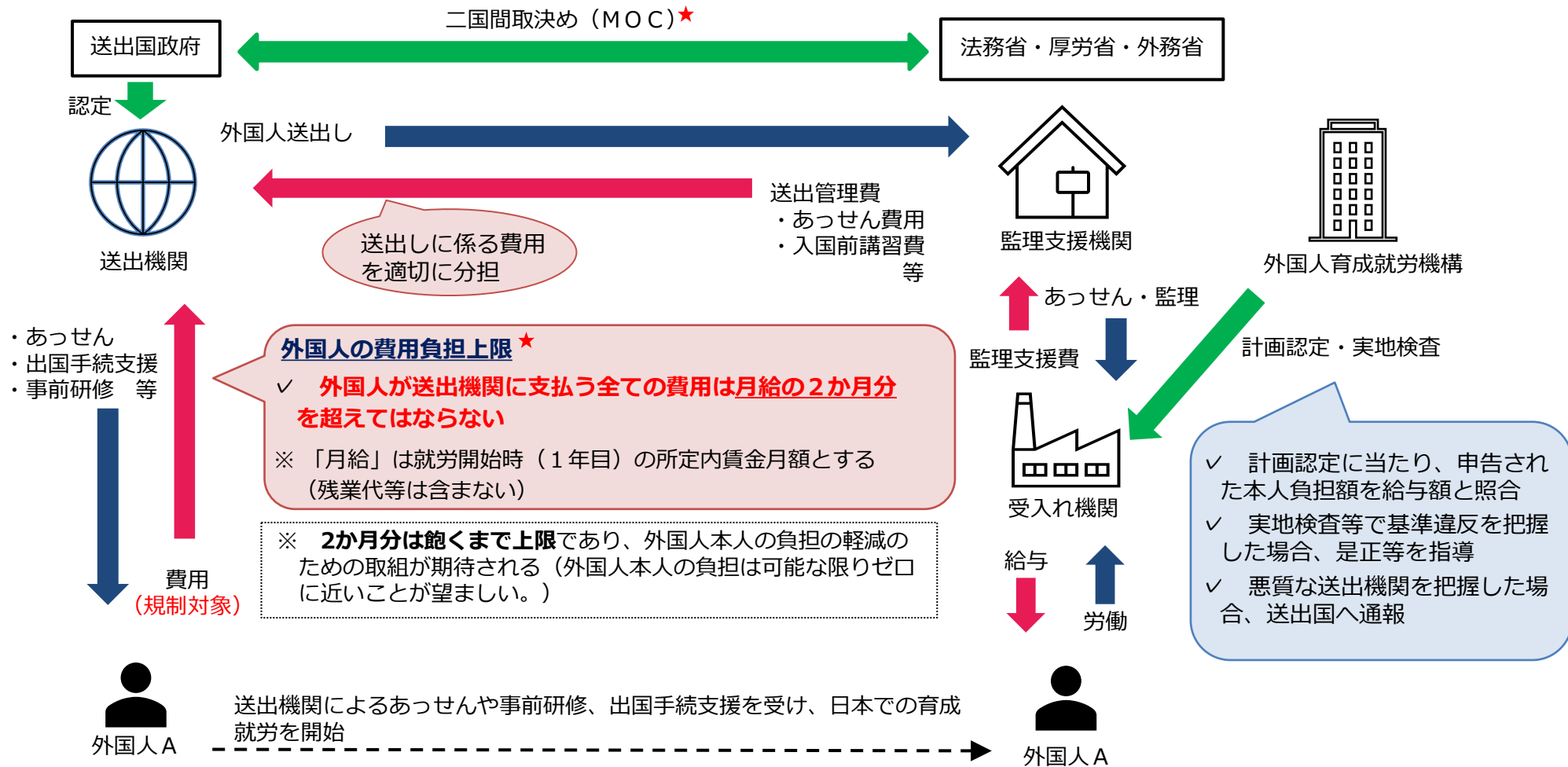
東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県**のうち、過疎地域を除く地域**

【8都府県のうち、指定区域（地方）とされる地域】

埼玉県	（秩父市、ときがわ町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町）
千葉県	（旭市、勝浦市、鴨川市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、鋸南町）
東京都	（檜原村、奥多摩町、大島町、新島村、三宅村、八丈町、青ヶ島村）
神奈川県	（真鶴町）
愛知県	（新城市、設楽町、東栄町、豊根村）
京都府	（福知山市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、木津川市、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町）
大阪府	（豊能町、能勢町、岬町、千早赤阪村）
兵庫県	（洲本市、豊岡市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、たつの市、多可町、市川町、神河町、佐用町、香美町、新温泉町）

⇒ 8都府県のうち、これらの地域以外の地域は指定区域外（大都市圏等）

外国人が送出機関に支払う費用の上限と送出機関の要件



送出機関の要件

- ✓ 送出国政府から育成就労の申込みを適切に監理支援機関に取り次ぐことができるものとして送出国政府から推薦を受けている
- ✓ 外国人の素行が善良であることを確認している ★
- ✓ 徴収する費用について、算出基準を明確に定めてインターネット等により公表している ★
- ✓ 日本で受け取る月給の2か月分を超えた費用を、外国人、その親族等から徴収していない ★
- ✓ 送出機関又はその役員が、過去5年以内に、育成就労実施者、監理支援機関等に対して、社会通念上相当と認められる程度を超えた金銭、物品その他の財産上の利益の供与や供応接待等をしていない ★ 等

労働者派遣等監理型育成就労★

派遣元について

- ① 労働者派遣等監理型育成就労産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている者であるなど一定の要件を満たし、かつ、労働者派遣等監理型育成就労産業分野の所管行政機関の長と協議の上で適当と認める者
- ② 派遣元の労働者派遣等監理型育成就労に係る業務に従事する常勤の役職員 1 人当たりの育成就労外国人の数が **40 人未満であること**。（2 名以上が必要）
等



労働者派遣等監理型育成就労産業分野については、**季節性のある分野（農業・漁業分野）**を想定しており、分野別運用方針において定める

費用負担について

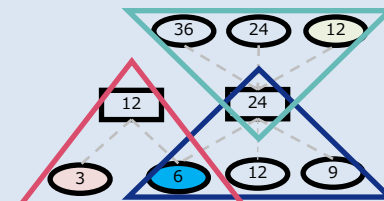
事業所間の移動や転居する場合には、育成就労実施者又は監理支援機関において、当該移動及び転居が円滑になされるよう費用を負担するなど、必要な措置を講ずること。

受入れることのできる育成就労外国人の数について

労働者派遣の形態で育成就労を共同して行わせる派遣元・派遣先ごとの受入れ人数枠（個別人数枠）のうち最も少ない数とする。各派遣元・派遣先においては、個別人数枠も適用される。なお、派遣元で業務に従事しない場合には当該派遣元の個別人数枠は適用されない。

（人数枠の例）

- △：育成就労計画ごとの派遣単位・赤の派遣単位の人数枠は「3」
□：派遣元の個別人数枠・青の派遣単位の人数枠は「6」
○：派遣先の個別人数枠・緑の派遣単位の人数枠は「12」



監理支援機関の監査について

派遣元・派遣先に対し、これらの事業所において育成就労外国人に業務に従事させている期間中 **3 月に 1 回以上（※）の頻度**で監査を適切に行うこと。

※ 就労期間が 3 月に満たない場合にあっては就労期間中に 1 回以上、派遣元がその事業所において育成就労外国人に業務に従事させることとしていない場合にあっては 1 年に 1 回以上行うこと。

派遣先について

- ① 派遣先の数は**最大 3**（派遣元で業務に従事する場合は最大 2）
 - ② 派遣先責任者が、派遣就業の適正な管理に必要な知識を習得していると認められること。
 - ③ 業務に従事させるいずれの事業所においても従事させる業務において**要する技能は同一**
- ※ 派遣元、派遣先における就労を通じて全ての必須業務に従事。

その他要件

派遣先の責めに帰すべき事由による休業のとき（当該休業が派遣元事業主の責めに帰すべき事由による休業と認められる場合を除く。）において、派遣元が、当該休業期間中、監理型育成就労外国人に、労働基準法第 12 条第 1 項に規定する平均賃金に相当する額の **100 分の 60（60%）以上の手当を支払うこと**としていること。

※ 労働者派遣法上の労働者派遣である場合

本人意向による転籍の要件★

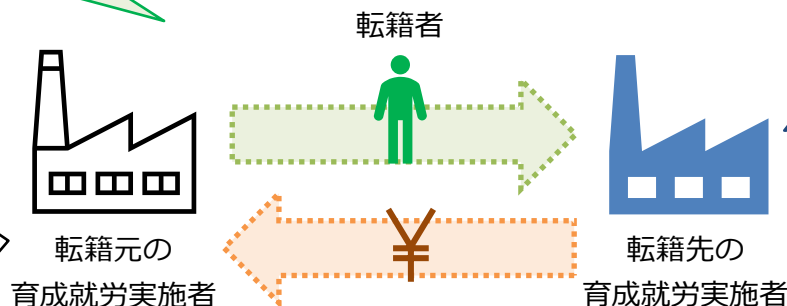
転籍者要件

- 一定の水準の技能を修得していること、一定の水準の日本語能力を有することその他の分野別運用方針で定める要件を満たす者であること。
- 3年を超えて育成就労の期間が延長されている者でないこと。

転籍制限期間

- **育成就労産業分野ごとに1年以上2年以下の範囲内で分野別運用方針で定める期間を超えていること。**

※ 育成就労実施者の判断で転籍制限期間を1年とする旨を育成就労計画で定めているときは、1年



民間職業紹介事業者等の関与禁止の要件

- 転籍する育成就労外国人との間での雇用契約の締結に関し、監理支援機関、機構、ハローワーク等以外の者が行う職業紹介及び特定募集情報等提供事業による情報提供を受けていないなど、民間職業紹介事業者を関与させていないこと。

転籍先要件

- 転籍先が優良（技能・日本語能力の育成の実績等に照らして優良）であること。

転籍者の割合

- ①と②の両方を満たすこと。

①
$$\frac{\text{本人意向の転籍者の総数}}{\text{育成就労外国人の総数（転籍後）}}$$

が3分の1を超えないこと。

- ② 育成就労実施者の住所が**指定区域外（大都市圏等）**である場合は、

$$\frac{\text{指定区域内（地方）からの本人意向の転籍者の総数}}{\text{育成就労外国人の総数（転籍後）}}$$

が6分の1（※）を超えないこと。

（※）転籍者を含めて外国人受入れが6人未満の小規模な受入れ機関は1人まで

初期費用負担

- 育成就労外国人の取次ぎ及び育成に係る費用として法務大臣及び厚生労働大臣が**告示で定める額**に、転籍元での就労期間に応じた**按分率をかけた金額**を転籍元の育成就労実施者に支払うこととしていること。

転籍元が育成就労を行わせた期間	按分率
1年6月未満	6分の5
1年6月以上2年未満	3分の2
2年以上2年6月未満	2分の1
2年6月以上	4分の1

(参考) 育成就労制度における地方への配慮施策[★]

- 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県**以外**の道県
- 上記8都府県の過疎地域



大都市圏等



東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県のうち、過疎地域を除く地域

【配慮施策①】

地方の優良な受入れ機関のうち、優良な監理支援機関の監理支援を受けるものが**受け入れることができる育成就労外国人の人数枠を更に拡大**

	地方	大都市圏等
受入れ機関（一般）	基本人数枠	基本人数枠
受入れ機関（優良）	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍
受入れ機関（ 優良 ） 監理支援機関（ 優良 ）	基本人数枠の3倍	—

【配慮施策②】

地方の受入れ機関が**転籍者を受け入れられる割合を、受入れ機関に在籍する外国人の総数の「3分の1以下」まで緩和する**

転籍元	転籍先	転籍者の割合
地方	大都市圏等	6分の1(※)
大都市圏等	地方	3分の1
地方	地方	3分の1
大都市圏等	大都市圏等	3分の1

(※) 転籍者を含めて外国人受入れが6人未満の小規模な受入れ機関は3分の1

監理支援機関に係る基準

外部監査人について

- ①養成講習を受講している
- ②弁護士、社会保険労務士、行政書士の有資格者その他育成就労の知見を有する者★
- ③監理支援機関と密接な関係を有さない者



外部監査人

外部監査

禁止事項

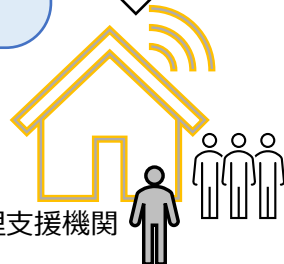
送出機関から**キックバック**・社会通念上相当な範囲を超える**供給等を受けること**、送出機関に**これらを要求等することを禁止**



送出機関

外国人送出し

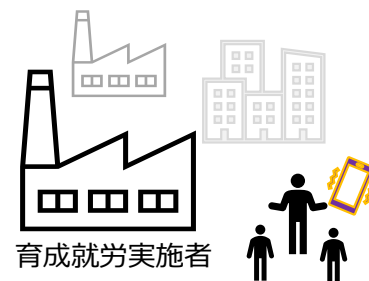
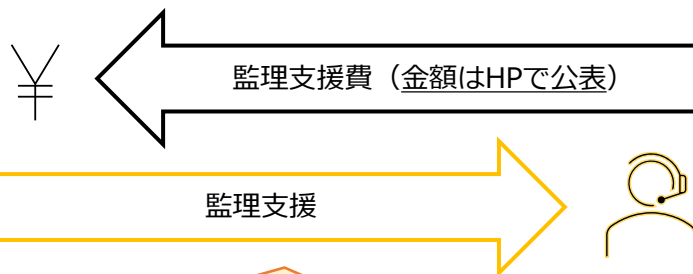
監理支援機関



監理支援機関の許可要件について★

- ①債務超過がないこと。
- ②監理支援を行う育成就労実施者の数が原則として**2者以上であること**。
- ③監理支援事業の実務に従事する常勤の役職員数は以下を満たさなければならない。
 - ・2人以上いなければならないこと。
 - ・当該役職員1人当たりの
 - i **育成就労実施者の数が8者未満**であること。
 - ii **育成就労外国人の数が40人未満**であること。
- ④監理型育成就労外国人からの母国語相談等に対応できる体制を有していること。
- ⑤育成就労外国人の保護の観点から、緊急対応等の能力を有していること。

※ ②と③は、一部の分野においては代替要件を設定可能



育成就労実施者

監理支援責任者について

- ①監理支援機関の**事業所ごと**に、常勤の役職員の中から監理支援責任者を**選任する**。
- ②当該事業所において監理支援を行う育成就労実施者の役職員等の場合は選任できない。
- ③監理支援責任者は、**過去3年以内に養成講習を修了した者でなければならない**。

※ 施行後当分の間は、養成講習については技能実習制度の養成講習により代替予定。

監理支援について

- ①育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する事項について、監理支援責任者の指揮の下に、**育成就労実施者に対し3月に1回以上の頻度**で実地による監査を適切に行うこと。
- ②**育成就労外国人の育成就労の期間が1年を超えるまでは**、育成就労実施者が認定育成就労計画に従って育成就労を行わせているかについて、**1月に1回以上の頻度で、実地による確認等及び育成就労実施者に対する必要な指導を行うこと**。
- ③監理支援を行う育成就労実施者の出身職員等は、**入国後講習等の一部の業務を除いて、その密接な関係を有する育成就労実施者に対する業務には関与できない**。★

1 特定産業・育成就労産業分野

：既存分野

：既存分野のうち新たな業務等を追加する分野

：新たに追加する分野

介護分野

ビルクリーニング分野

建設分野

工業製品製造業分野

リネンサプライ分野

造船・舶用工業分野

自動車整備分野

宿泊分野

航空分野

物流倉庫分野

自動車運送業分野

農業分野

漁業分野

鉄道分野

資源循環分野

外食業分野

木材産業分野

林業分野

飲食料品製造業分野

※特定産業分野は19分野、育成就労産業分野は17分野である（自動車運送業分野、航空分野は特定産業分野のみ。）

2 人材不足の状況・受入れ見込数

※特定技能は、従来の受入れ見込数より減少
育成就労は、技能実習では設定がなかった受入れ見込数を新たに設定

必要就業者数

特定技能1号
育成就労

国内人材確保

生産性向上

就業者数

受入れ見込数

人手不足数

○ 5年ごとに受入れ見込数を示し、人手不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない（基本方針第二3（3））。受入れ分野は、生産性向上や国内人材確保の取組を行った上でなお、人手不足が深刻であり、分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要なものに限られる。

○ 受入れ見込数は、受入れ上限として運用するものであるが、令和6年3月の設定時より更なる生産性向上、国内人材確保の取組を行うよう見直すなどして、精査した。

➡ 特定技能1号 80万5,700人、育成就労 42万6,200人 計123万1,900人（令和11年3月末まで）

分野	介護	ビルクリーニング	建設	造船・舶用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食料品製造業	リネンサプライ	物流倉庫	資源循環	合計
参考：特定技能（R6.3設定）	135,000	37,000	80,000	36,000	10,000	23,000	24,500	78,000	17,000	53,000	1,000	5,000	173,300	4,400	3,800	139,000				820,000
特定技能1号	126,900	32,200	76,000	23,400	9,400	14,800	22,100	73,300	14,800	50,000	900	4,500	199,500	4,900	2,900	133,500	4,300	11,400	900	805,700
育成就労	33,800	7,300	123,500	13,500	9,900	5,200		26,300	2,600	5,300	500	2,200	119,700		1,100	61,400	3,400	6,900	3,600	426,200
分野全体	160,700	39,500	199,500	36,900	19,300	20,000	22,100	99,600	17,400	55,300	1,400	6,700	319,200	4,900	4,000	194,900	7,700	18,300	4,500	1,231,900

※育成就労については、令和9年4月（制度開始）からの受入れ
※1号特定技能外国人 333,123人、技能実習生 449,432人（いずれも令和7年6月末の在留者数）

3 人材の基準

(1) 一般的 (※) な技能水準、日本語能力水準は次のとおり。

	育成就労の就労開始時	育成就労 1 年経過時	本人意向による転籍時	育成就労終了時・特定技能 1 号	特定技能 2 号
技能水準	—	育成就労評価試験 (初級)	育成就労評価試験 (初級)	特定技能 1 号評価試験 育成就労評価試験 (専門級)	特定技能 2 号評価試験
日本語能力水準	A 1 相当以上又は A 1 に相当する講習の受講	A 1 相当以上	A2. 1 相当以上	A 2. 2 相当以上	B 1 相当以上

※ 分野によっては、より高い日本語能力水準を求める場合もある。

(2) 自動車運送業分野において、特定技能 1 号のバス・タクシー運転者の業務区分に求められる日本語能力水準は原則としてB1である。

➡ **日本語サポーターの同乗により、イレギュラー事象に適切に対処できることなどの条件を満たす場合、A2.2に引き下げる。**

4 制度の運用に関する重要事項

(1) 転籍 育成就労制度においては、本人意向による転籍が認められているが、転籍制限期間は、1年とすることを目指しつつも、当分の間、育成就労産業分野ごとに、その業務内容等を踏まえて1年から2年までの範囲内で設定することとなっている（基本方針第四2（1）工）。

	介護	ビルクリーニング	建設	造船・船用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食料品製造業	リネンサプライ	物流倉庫	資源循環
1年を超える転籍制限 (「ー」は転籍制限期間が1年の分野)	2年	—	2年	2年	2年	—		—	—	2年	—	—	2年		—	2年	—	—	2年

(2) 上乗せ基準 制度の適正性を確保するため、受入れ機関等に関し、省令により全分野共通の基準を設けているが、分野の特有の事情に鑑みこれに上乗せして当該分野独自の基準を告示により定めるもの。 ※上乗せ基準については一例（特：特定技能 育：育成就労）

	介護	ビルクリーニング	建設	造船・船用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食料品製造業	リネンサプライ	物流倉庫	資源循環
事業者の範囲の限定 (許可等) ※外国人受入れの際に特に求めるもの	育	特・育	特・育	—	特・育	特・育	特	特・育	—	特・育	特・育	—	—	特	—	育	特・育	特・育	特・育
受入事業実施法人への加入等	—	—	特	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特・育	—	—	—	—	—	—
受入れ機関の受入人数上限	特・育	—	特・育	—	—	—	—	—	特・育	—	育	—	—	—	—	—	—	—	—
監理支援機関等の範囲	育	—	—	—	特・育	—	—	—	育	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

特定産業分野・育成就労産業分野及び業務区分一覧

所管	分野	業務区分数	業務区分
厚生労働省	介護	1	・介護
	ビルクリーニング	1	・ビルクリーニング
	リネンサプライ	1	・リネンサプライ
経済産業省	工業製品製造業	17	・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 ・RPF製造 ・陶磁器製品製造 ・印刷・製本 ・紡織製品製造 ・縫製 ・電線・ケーブル製造 ・プレハブ住宅製品製造 ・家具製造 ・定形・不定形耐火物製造 ・生コンクリート製造 ・ゴム製品製造 ・かばん製造
国土交通省	建設	3	・土木 ・建築 ・ライフライン・設備
	造船・船用工業	3	・造船 ・船用機械 ・船用電気電子機器
	自動車整備	2	・自動車整備 ・車体整備
	航空	2	・空港グランドハンドリング ・航空機整備
	宿泊	1	・宿泊
	自動車運送業	3	・トラック運転者 ・タクシー運転者 ・バス運転者
	鉄道	6	・軌道整備 ・電気設備整備 ・車両整備 ・車両製造 ・運輸係員 ・駅・車両清掃
	物流倉庫	1	・物流倉庫
農林水産省	農業	2	・耕種農業 ・畜産農業
	漁業	2	・漁業 ・養殖業
	飲食料品製造業	2	・飲食料品製造業 ・水産加工業
	外食業	1	・外食業
	林業	1	・林業
	木材産業	1	・木材産業
環境省	資源循環	1	・廃棄物処分業(中間処理)

※ 1 青字は、令和8年1月23日閣議決定された分野別運用方針において新規追加した分野・業務区分（航空、自動車運送業各分野は特定産業分野のみ）

※ 2 緑字は、令和8年1月23日閣議決定された分野別運用方針において既存の業務区分の中で業務等を追加した業務区分

「業務区分」とは、特定産業分野又は育成就労産業分野内で、従事させる業務において要する相当程度の知識又は経験を必要とする技能の範囲を画するとともに、転職の範囲を画するものとして当該分野に係る分野別運用方針において規定されるもの



外国人技能実習制度について

法務省 出入国在留管理庁
厚生労働省 人材開発統括官

目次

1 . 技能実習法の概要について.....	2
2 . 主務省令等について.....	8
3 . 手続き・窓口について.....	22
4 . その他.....	29

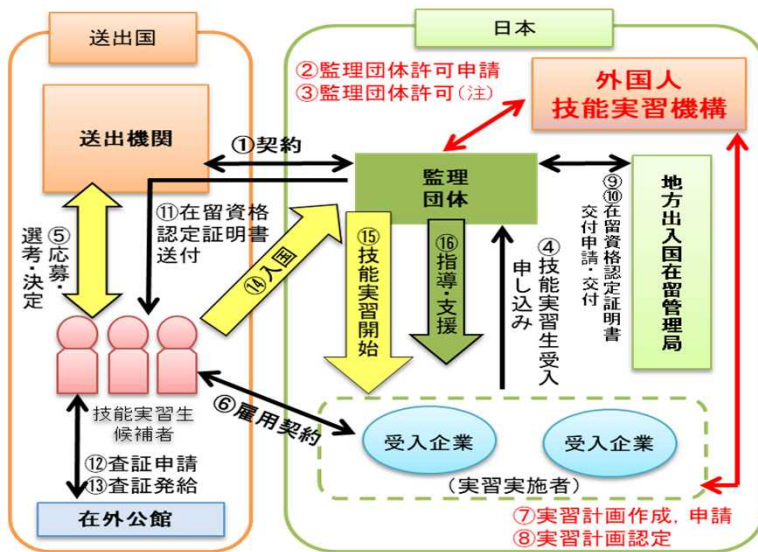
1. 技能実習法の概要について

技能実習制度の仕組み

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約46万人在留している。
※令和7年末時点

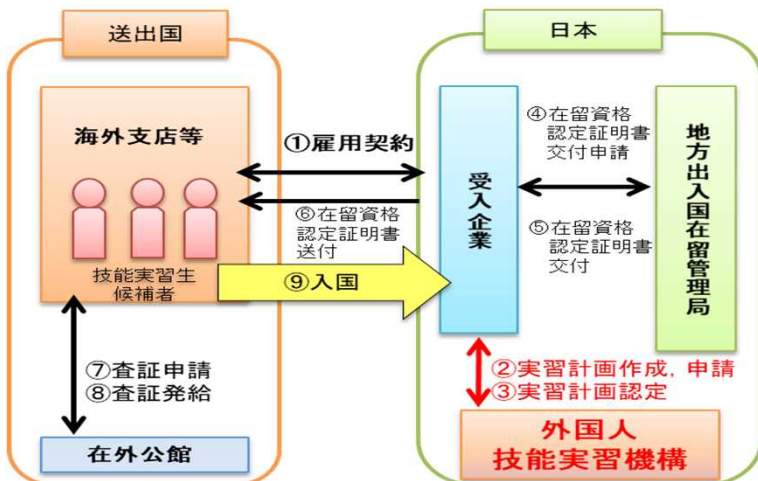
技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

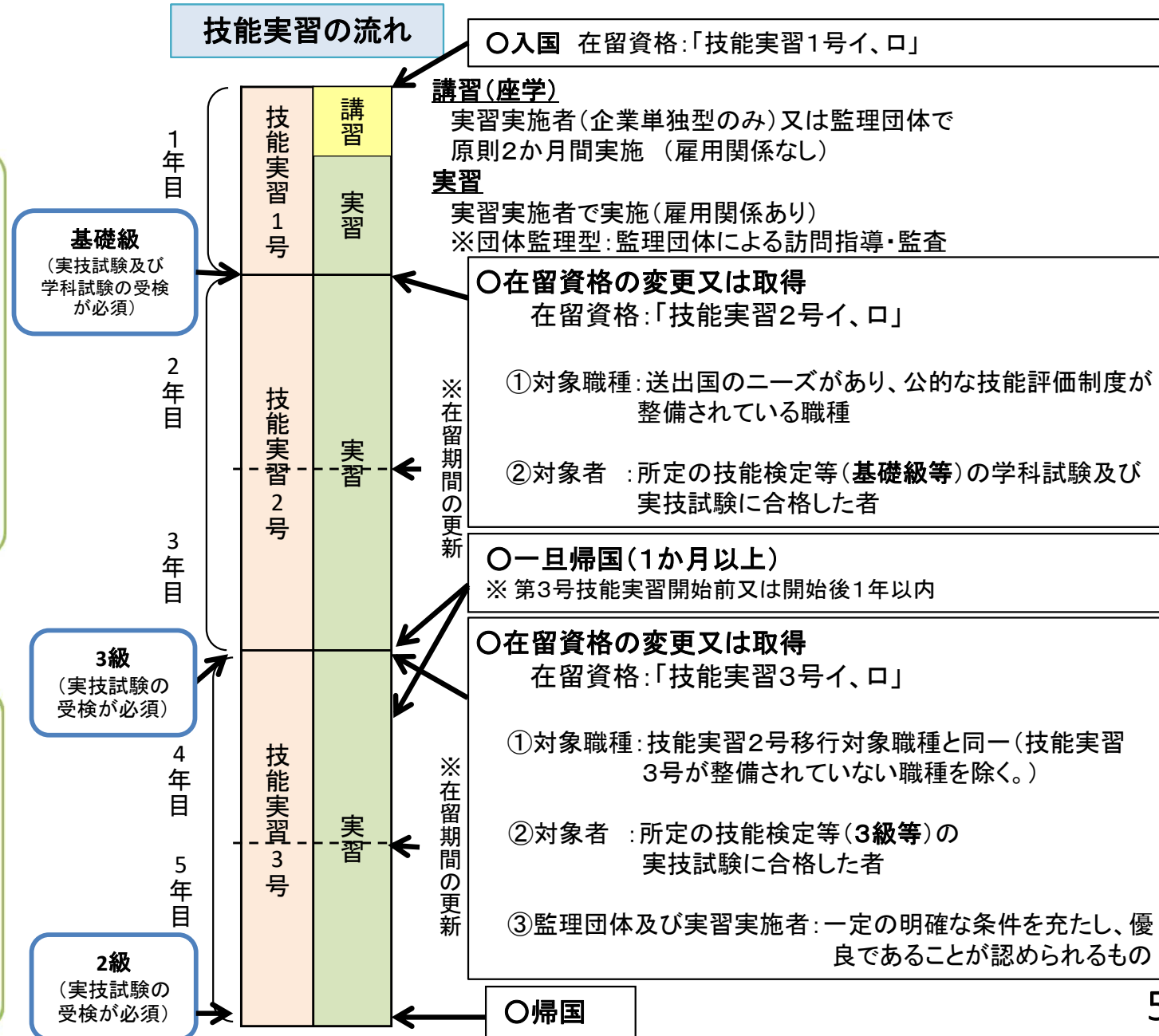


注：外国人技能実習機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



技能実習の流れ



技能実習制度 移行対象職種・作業一覧（92職種169作業）

1 農業・林業関係（3職種7作業）

職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸
	畑作・野菜
	果 樹
畜産農業●	養 豚
	養 鶏
	酪 農
林業	育林・素材生産作業

2 漁業関係（2職種10作業）

職種名	作業名
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	棒受網漁業△
養殖業●	ほたてがい・まがき養殖

3 建設関係（22職種33作業）

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事
	ロータリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金
	内外装板金
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
とび	とび
石材施工	石材加工
	石張り
タイル張り	タイル張り
かわらぶき	かわらぶき
左 官	左 官
配 管	建築配管
	プラント配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事
	カーペット系床仕上げ工事
	銅製下地工事
	ボード仕上げ工事
	カーテン工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事
表 装	壁 装
建設機械施工●	押土・整地
	積込み
	掘 削
	締固め
築 炉	築 炉

4 食品製造関係（11職種19作業）

職種名	作業名
缶詰巻締●	缶詰巻締
	食鳥処理加工
	加熱性水産加工
	食品製造業●
非加熱性水産加工食品製造業●	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
	調理加工品製造
	生食用加工品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造
	牛豚食肉処理加工業●
牛豚食肉処理加工業●	牛豚精肉商品製造△
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
	パン製造
そう菜製造業●	そう菜加工
農産物漬物製造業●△	農産物漬物製造
	医療・福祉施設給食製造●△
医療・福祉施設給食製造●△	医療・福祉施設給食製造

5 繊維・衣服関係（14職種23作業）

職種名	作業名
紡績運転●	前紡工程
	精紡工程
	巻糸工程
	合ねん糸工程
織布運転●	準備工程
	製織工程
	仕上工程
染 色	糸浸染
	織物・ニット浸染
ニット製品製造	靴下製造
	丸編みニット製造
たて編ニット生地製造●	たて編ニット生地製造
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製
紳士服製造	紳士既製服縫製
下着類製造●	下着類製造
寝具製作	寝具製作
カーペット製造●△	織じゅうたん製造
	タフテッドカーペット製造
	ニードルパンチカーペット製造
帆布製品製造	帆布製品製造
布はく縫製	ワイシャツ製造
座席シート縫製●	自動車シート縫製
タオル製造●△	タオル縫製

6 機械・金属関係（17職種34作業）

職種名	作業名
鑄 造	鑄鉄鑄物鑄造
	非鉄金属鑄物鑄造
鍛 造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト
	コールドチャンパダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
	電気めっき
めっき	溶融亜鉛めっき
アルミニウム陽極酸化処理仕上げ	陽極酸化処理
	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
プリント配線板製造	回転電機巻線製作
	プリント配線板設計
	プリント配線板製造
アルミニウム圧延・押出製品製造●△	引拔加工
	仕上げ
金属熱処理業●	全体熱処理
	表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化）
	部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）

7 その他（21職種39作業）

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印 刷	オフセット印刷
	グラビア印刷●△
製 本	製 本
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
	インフレーション成形
	ブロー成形
強化プラスチック成形	手積み積層成形
塗 装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
溶 接●	手溶接
	平自動溶接
工業包装	工業包装
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き
	印刷箱製箱
	貼箱製造
	段ボール箱製造
陶磁器工業製品製造●	機械ろくろ成形
	圧力鋳込み成形
	パッド印刷
自動車整備●	自動車整備
ビルクリーニング	ビルクリーニング
	介 護
介 護●	介 護
クリーニング●△	リネンサブライ仕上げ
	一般家庭用クリーニング
コンクリート製品製造●	コンクリート製品製造
宿泊●△	接客・衛生管理
RPF製造●	RPF製造
鉄道施設保守整備●	軌道保守整備
ゴム製品製造●△	成形加工
	押出し加工
	混練り圧延加工
	複合積層加工
鉄道車両整備●	走行装置検修・解き装
	空気装置検修・解き装
木材加工●△	機械製材

○ 社内検定型の職種・作業（2職種4作業）

職種名	作業名
空港グラウンドハンドリング●	航空機地上支援
	航空貨物取扱
	客室清掃△
ボイラーメンテナンス●△	ボイラーメンテナンス

（注1）●の職種・作業：技能実習評価試験が実施されている職種・作業
（注2）△の職種・作業：3号の対象外である職種・作業

（令和8年1月30日時点）

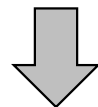
2. 主務省令等について

監理団体の許可・技能実習計画の認定等に係る手順について

監理団体の許可

監理団体
(事業協同組合等)

監理団体の許可申請



団体の体制等を予備審査

○許可基準に適合すること

- ・ 監理事業を適正に行う能力を有すること
- ・ 外部役員の設置又は外部監査の措置を行っていること など

○欠格事由に該当しないこと

- ・ 一定の前科がないこと
- ・ 5年以内に許可取消しを受けていないこと
- ・ 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと など

主務大臣（法務大臣・厚生労働大臣）
へ報告

主務大臣

監理団体の許可

技能実習計画の認定手続へ

技能実習計画の認定等

実習実施者
+ 監理団体

技能実習計画の作成



実習実施者

技能実習計画の認定申請



計画の内容や受入体制の適正性等を審査

○認定基準に適合すること

- ・ 技能実習生の本国において修得等が困難な技能等であること
- ・ 1号又は2号の技能実習計画で定めた技能検定又は技能実習評価試験に合格していること(2号又は3号の計画認定時) など

○欠格事由に該当しないこと

- ・ 一定の前科がないこと
- ・ 5年以内に認定取消しを受けていないこと
- ・ 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと など

技能実習計画の認定

技能実習生
(監理団体が代理)

在留資格認定証明書の交付申請等



法務大臣

(地方出入国在留管理局長)

在留資格認定証明書の交付等

※

※ 新規に入国する場合等は
日本大使館等へ査証申請が
必要

技能実習生の受入れ

- 技能実習を行わせようとする者は、技能実習生ごとに技能実習計画を作成し、認定を受けることができるとされており、当該技能実習計画の適切性の担保のため、認定基準が設けられている。（法第9条）

技能実習計画の主な認定基準

① 修得等をさせる技能が技能実習生の本国において修得等が困難な技能等であること

② 技能実習の目標

（第1号の目標）技能検定基礎級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験及び学科試験への合格など

（第2号の目標）技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験への合格

（第3号の目標）技能検定2級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験への合格

③ 技能実習の内容（※）

- ・ 同一の作業の反復のみによって修得できるものではないこと。
- ・ 第2号・第3号については移行対象職種・作業（主務省令別表記載の職種及び作業）に係るものであること。
- ・ 技能実習を行う事業所で通常行う業務であること。
- ・ 移行対象職種・作業については、業務に従事させる時間全体の2分の1以上を必須業務とし、関連業務は時間全体の2分の1以下、周辺業務は時間全体の3分の1以下とすること。
- ・ 技能実習生は本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験等を有し、又は技能実習を必要とする特別の事情があること（団体監理型のみ）。
- ・ 帰国後に本邦において修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること。
- ・ 第3号の技能実習生の場合は、第2号終了後に1か月以上、又は第3号開始後1年以内に1か月以上1年未満帰国していること。
- ・ 技能実習生や家族等が、保証金の徴収や違約金の定めをされていないこと（技能実習生自身が作成する書面によって明らかにさせる）。
- ・ 第1号の技能実習生に対しては、日本語・出入国や労働関係法令等の科目による入国後講習が行われること。
- ・ 複数職種の場合は、いずれも2号移行対象職種であること、相互に関連性があること、合わせて行う合理性があること。

- ④ **実習を実施する期間（第1号は1年以内、第2号・第3号は2年以内であること）**
- ⑤ **前段階における技能実習（第2号は第1号、第3号は第2号）の際に定めた目標が達成されていること**
- ⑥ **技能等の適正な評価の実施（技能検定、技能実習評価試験等による評価を行うこと）**
- ⑦ **適切な体制・事業所の設備、責任者の選任（※）**
- ・ 技能実習を行わせる事業所ごとに下記を選任していること。
「技能実習責任者」（技能実習の実施に関する責任者）：技能実習に関与する職員を監督することができる立場にあり、
かつ、過去3年以内に技能実習責任者に対する講習を修了した常勤の役職員
「技能実習指導員」（技能実習生への指導を担当）：修得させる技能について5年以上の経験を有する常勤の役職員（技能実習を行わせる事業所に所属する者）
「生活指導員」（技能実習生の生活指導を担当）：常勤の役職員（技能実習を行わせる事業所に所属する者）
 - ・ 申請者が過去5年以内に人権侵害行為や偽造・変造された文書の使用を行っていないこと。
 - ・ 技能の修得等に必要な機械、器具その他の設備を備えていること。
- ⑧ **許可を受けている監理団体による実習監理を受けること＜団体監理型技能実習の場合＞**
- ⑨ **日本人との同等報酬等、技能実習生に対する適切な待遇の確保（※）**
- ・ 報酬の額が日本人と同等以上であること（これを説明する書類を添付させ、申請者に説明を求める。）。
 - ・ 適切な宿泊施設の確保、入国後講習に専念するための措置等が図られていること。
 - ・ 食費、居住費等名目のいかなを問わず技能実習生が定期的に負担する費用について、技能実習生との間で適正な額で合意がなされていること（費用の項目・額を技能実習計画に記載。技能実習生が理解したことや額が適正であることを示す書類を添付）。
- ⑩ **優良要件への適合＜第3号技能実習の場合＞（別紙1参照）**
- ⑪ **技能実習生の受入れ人数の上限を超えないこと（※）（別紙2参照）**

（※）③⑦⑨⑪に関しては、事業所管大臣が告示で要件を定めた場合には、その事業に該当する職種の実習実施者又は監理団体は、当該要件の基準を満たすことが必要となる。

(参考) 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針

根拠

- 主務大臣は技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針を定めなければならない（技能実習法 7 条 1 項）
- 基本方針に掲げる事項（技能実習法 7 条 2 項）
 - ・ 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本的事項
 - ・ 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るための施策に関する事項
 - ・ 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に際し配慮すべき事項
 - ・ 技能等の移転を図るべき分野その他技能等の移転の推進に関する事項

基本方針の概要

(※) は、衆・参法務委員会における附帯決議での指摘事項

(1) 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本的事項

- ・ 技能実習制度の見直しの経緯、技能実習法の概要、技能実習の基本理念及び技能実習関係者の責務

(2) 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るための施策に関する事項

- ・ 技能実習計画（認定制の趣旨、実習期間の途中で技能実習生の意に反して帰国させることの禁止、技能実習を中止して帰国する場合の事前の届出(※)等）、実習実施者（実施の届出、技能実習生の報酬からの不当な控除の禁止(※)、労働時間に係る労働法令違反の禁止(※)、技能実習生の待遇について日本人との不当な差別の禁止(※)）、監理団体（許可制の趣旨、留意事項）、優良な実習実施者及び監理団体（第 3 号技能実習の創設や受入れ人数枠の拡大の趣旨）、技能実習生の保護（通報・申告・相談対応、技能実習生が実習先の変更を求めることについてやむを得ない事情がある場合の実習先の変更支援(※)、第 3 号技能実習移行時の実習先の選択）、国レベルでの取決め（送出国政府との取決めの作成）

(3) 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に際し配慮すべき事項

- ・ 国の役割、外国人技能実習機構の役割・業務、事業所管大臣等との連携、地域協議会、対象職種、技能実習評価試験、特定の職種に係る技能実習の適正な実施（介護についての適切な対応策(※)）及び技能実習生の保護を図るための施策

(4) 技能等の移転を図るべき分野その他技能等の移転の推進に関する事項

- ・ 技能等の移転を図るべき分野、技能等の移転の推進に係る調査、好事例の収集・分析、修得等した技能等の見える化

(5) その他

- ・ 技能実習生の適正な在留の確保、地域社会との共生の推進、関係機関との連携

前職要件（省令第10条第2項第3号ホについて）

団体監理型技能実習の場合は、技能実習生は、日本において、従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること、又は団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があることが必要。
（省令第10条第2項第3号ホ）

○本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること

- ・「本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること」については、日本において行おうとする技能実習において中心的に修得等をしようとする技能等について送出国で業務として従事した経験を有することを求めるものです。ただし、送出国で業務として従事していた業務の名称が形式的に同一であることまでを求めるものではありません。

○団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること

以下①から③までの場合が該当します。

①教育機関において同種の業務に関連する教育課程を修了している場合（修了見込みの場合も含む。）

- 教育機関の形態は問いませんが、教育を受けた期間については6か月以上又は320時間以上であることが必要です。この場合、以下の資料を全て提出することが必要となります。
 - ・教育機関の概要を明らかにする書類（同種の業務に関連する分野の教育を行っていることが分かる書類に限る。）
 - ・技能実習生が当該教育機関において関連する教育課程を修了したことを証明する書類（修了見込みの証明も含む。）

②技能実習生が技能実習を行う必要性を具体的に説明でき、かつ、技能実習を行うために必要な最低限の訓練を受けている場合

- 当該技能実習を行う必要性を具体的に説明できる場合とは、以下の場合などをいいます。
 - ・家業を継ぐことになり、当該分野の技能実習を行う必要性が生じた場合
 - ・本国で急成長している分野での就業を希望し、そのために当該分野での技能実習を行う必要性が生じた場合この場合、技能実習生に技能実習を行う必要性について具体的に記載させた理由書を提出することが必要となります。
- また、技能実習を行うために必要な最低限の訓練は、2か月以上の期間かつ320時間以上の課程を有し、そのうち1か月以上の期間かつ160時間以上の課程が入国前講習であること、1か月以上の期間かつ160時間以上の課程（実技・座学の別を問わない）が技能実習の職種に関連することが必要です。

③実習実施者又は監理団体と送出国との間の技術協力上特に必要があると認められる場合

- 実習実施者や監理団体と送出国の公的機関との間で技能実習制度を活用して人材育成を行う旨の協定等に基づき、技能実習を行わせると認められる場合です。この場合、実習実施者や監理団体と送出国の公的機関との間の技術協力上の必要性を立証する資料を提出することが必要となります。

4. その他

実地検査から行政処分等の流れ

外国人技能実習機構で行う範囲(※主務大臣等も実施可能)

実地検査

○監理団体及び実習実施者に対し、技能実習が法令等に則って実施されているか、訪問等により検査を行うもの。

定期検査

○検査計画に基づき定期的に実施するもの。
※監理団体は1年に1回程度、実習実施者は3年に1回程度実施することとしている。

- ・技能実習生の実習状況や帳簿書類等の確認
- ・技能実習責任者や監理責任者、技能実習生本人等からヒアリング

臨時検査

○技能実習生からの申告や各種情報に基づき技能実習法違反が疑われるものについて、随時、実施するもの。

- ・申告や情報提供等の内容について、重点的に確認し、当事者の主張や事実関係等を整理

法令違反等あり

改善勧告・改善指導

未改善

○重大・悪質な法令違反
○同種違反を繰り返す場合等

改善

法令違反等なし

完結

主務大臣等による行政処分等

行政処分等の内容

○行政処分等を行う場合には、**事業者名等を公表**。

行政処分等の内容と効果は、以下のとおり。

監理許可・計画認定の取消し

○重大な許可・認定基準違反、法令違反等に対し、許可・認定を取り消す。
(第37条第1項、法第16条第1項)

⇒ 取消しの日から5年間は新たな監理団体の許可及び技能実習計画の認定が受けられなくなる。

事業停止命令

○許可基準違反や法令違反に対し、期間を定めて監理事業の全部又は一部の停止を命ずる。
(法第37条第3項)

⇒ 事業停止命令に従わない場合、技能実習法上の罰則の対象となる場合があるほか、許可の取消事由となる。

改善命令

○許可・認定基準違反や法令違反に対し、期限を定めて改善のための措置を命ずる。
(第36条第1項、法第15条第1項)

⇒ 改善命令に従わない場合は、技能実習法上の罰則の対象となる場合があるほか、許可・認定の取消事由となる。

※特に悪質な法令違反の場合(罰則あり)には、刑事告発

技能実習生に対する支援・保護方策

1 相談・支援体制の整備

(1) 母国語による通報・相談窓口の整備等(33頁)

- 電話のほか、メールの対応も整備。

※中国語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語(フィリピン語)、英語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語

(2) 実習先変更支援体制の構築(34～35頁)

- 実習実施者や監理団体に実習継続が困難な場合の届出義務(19条、33条)及び実習継続に関する対応義務(51条)を法律に規定。
- 機構が、技能実習生からの相談に対応し、保有情報を活用しながら、転籍先の調整も含む支援を実施。

(3) 技能実習生への一時宿泊先の提供(36頁)

- 技能実習生が、監理団体又は実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊することができない場合に、機構が一時宿泊先を提供。
- 新たな実習先の確保等の支援も実施。

(4) 技能実習生への技能検定等の受検手続支援(37頁)

- 機構が、監理団体からの申請に基づき、試験実施機関への取次ぎ、合否結果の迅速な把握等の支援を実施。

2 罰則の整備

罰則	監理団体	実習実施者
1年以上10年以下の懲役 又は 20万円以上300万円以下の罰金	① 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって <u>技能実習を強制する行為</u> (46条)	労働基準法に同様の規定あり (5条)
6月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金	② <u>違約金等を定める行為</u> (47条1項) ③ <u>貯蓄金を管理する契約を締結する行為</u> (47条2項)	労働基準法に同様の規定あり (16条・18条1項)
	④ <u>旅券等を保管する行為</u> (48条1項) ⑤ <u>私生活の自由を不当に制限する行為</u> (48条2項) ⑥ 法違反事実を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に申告したことを理由とする技能実習生に対する不利益取扱い(49条2項)	

※ ④については、技能実習生の意思に反して行った場合を処罰。

※ ⑤については、解雇その他の労働関係上の不利益等を示して技能実習時間外の外出制限等を告知した場合を処罰。

技能実習生への相談対応・情報発信

「母国語相談」として、曜日を決めて主要な言語により、電話やメール等で相談対応を実施。

また、地方事務所・支所においても、電話又は来所による相談対応（平日 9:00～17:00）を実施。

さらに、技能実習生に対する各種支援策などについて、SNS（Facebook、Twitter）、「技能実習生手帳アプリ」により、母国語等で情報を発信（URL：<https://www.otit.go.jp/sns/index.html>）。

母国語相談の実施日時

技能実習生であれば、誰でも電話、電子メール、オンライン通話（Zoom）、手紙によって、8か国語での申告・相談が可能。電話料金はフリーダイヤルで無料。**令和3年4月21日より、暴行や脅迫等の人権侵害行為の相談に対応するための専用窓口（技能実習SOS・緊急相談専用窓口※）を開設。**

※ 下記電話番号にダイヤル後、自動音声アナウンスのあと「1番」をプッシュ。

対応言語	対応日時	電話番号 ※時間外は留守番電話で受付	母国語相談サイトURL ※メールでの相談はこちらで受付
ベトナム語	月～金、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-168	https://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/
中国語	月、水、金 11:00～19:00	0120-250-169	https://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/
インドネシア語	火、木、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-192	https://www.support.otit.go.jp/soudan/id/
フィリピン語	火、木、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-197	https://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/
英語	火、木、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-147	https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/
タイ語	木、日 11:00～19:00 (日曜：9:00～17:00)	0120-250-198	https://www.support.otit.go.jp/soudan/th/
カンボジア語	木 11:00～19:00	0120-250-366	https://www.support.otit.go.jp/soudan/kh/
ミャンマー語	火 11:00～19:00	0120-250-302	https://www.support.otit.go.jp/soudan/mm/

技能実習生の実習先変更支援（実習継続困難時）

技能実習を開始した実習実施者において技能実習の継続が困難になった場合で、かつ、技能実習生が技能実習の継続を希望する場合には、実習先の変更ができる。

実習先変更にあたって、実習実施困難時に監理団体及び実習実施者が新たな実習先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合には、機構が新たな受入れ先となり得る監理団体の情報を提供するなどの支援を行う。

（参考）技能実習法第51条第1項

実習実施者や監理団体には、技能実習法第51条第1項において「技能実習実施困難時届出（様式第18号）」や「事業廃止届出書・事業休止届出書（様式第19号）」等を提出しようとする際、監理団体等が他の監理団体等との連絡調整その他必要な措置を講じるなど、技能実習生に対して円滑な実習先変更の支援を図ることが義務付けられている。

実習先変更支援の概要

技能実習生の受入れ先となり得る監理団体の情報の受付及び提供を行う
「**監理団体向け実習先変更支援サイト**」（<https://www.support.otit.go.jp/kanri/>）を開設。

監理団体及び実習実施者の皆様へのお願い

（新たな実習先の確保を行う監理団体及び実習実施者の皆様へ）

- 技能実習生を募集している監理団体又は実習先の変更を求める監理団体が、当該情報を利用するためには、予め利用者登録が必要です。詳細は、「監理団体向け実習先変更支援サイト」をご確認ください。
- 実習実施者は、加盟している監理団体に、実習先変更に係る支援を依頼してください。
- 緊急に実習先変更の準備をしなければならない場合には、監理団体等に対して個別の支援を行えるケースがありますので、機構地方事務所・支所の援助課又は指導課（援助担当）に、ご相談ください。

（実習継続が困難になった技能実習生を受け入れていただける監理団体及び実習実施者の皆様へ）

- 機構では、やむを得ない事情で実習実施が困難となった技能実習生を受け入れていただける監理団体及び実習実施者を募集しております。ご検討、ご協力いただける方は、上記と同様に、機構地方事務所・支所の援助課又は指導課（援助担当）にご連絡ください。